

機械工学振興事業資金助成事業（メカライフ振興事業）運営内規

2023年5月9日 理事会制定

（目的）

第1条 この内規は、機械工学振興事業資金助成事業のうち、「メカライフ振興事業」に関する事項を定める。

（所管理事会）

第2条 「メカライフ振興事業」については、企画理事会が所管する。

（対象）

第3条 本会会員に対して公募を行い、「機械工学の未来を拓く有意義な事業」を行うために、次世代を担う大学生までを対象とした行事とする。

（申請）

第4条 助成を希望する会員は、指定した期日までに申請書（事業計画）を提出する。

（助成の可否）

第5条 企画理事会にて、助成の可否および助成金額について検討する。検討結果を元に、「機械工学振興事業資金」運営内規で定めた機械工学振興事業資金運営委員会に提案する。

（採択通知）

第6条 採択通知を該当申請者に送付する。不採択の理由については開示しない。

（終了報告）

第7条 採択された事業の申請者は、決められた期日までに終了報告書と決算書類を提出し、企画理事会は、終了報告書等を取りまとめ、機械工学振興事業資金運営委員会に提出する。

付 則

1. この内規は、企画理事会の承認を得た日から施行する。
2. この内規を改正する場合は、理事会の承認を得る。